続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃金料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価格を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は特定の役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑶　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑷　特定役務のうち、前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

第10条第１項⑽を⑾に改め、⑼を⑽に改め、⑻を⑼に改め、⑺を⑻に改め、⑹の次に次の一号を加える。

⑺　独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第７条の規定による申請の時期及び場所

第10条第２項⑸を次のように改める。

⑸　入札期日又は独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第７条の規定による申請の時期

第10条第３項中、「（一連の調達契約にあっては、最初の契約に係るもの以外の場合においては24日前）までにこれを」を「（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告を」に改める。

第10条第３項の次に次の一項を加える。

１．入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

第11条第１項中、「指名されるために必要な要件を官報により公示しなければならない。」を「次の各号に掲げる事項についても、官報により公示するものとする。」に改め、次の各号を加える。

⑴　独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件

⑵　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

⑶　契約の手続において使用する言語

第11条第２項を次のように改める。

２．契約担当役は、指名競争参加者資格の審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められた者に対し、前項の規定による公告の日に指名競争参加者として指名された旨の通知（以下「指名の通知」という。）を行うものとする。

第11条第４項中、「（一連の調達契約にあっては、最初の契約に係わるもの以外の場合においては24日前）までにこれを」を「（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告を」に改める。

第14条第１項中、「競争に付そうとする」を「一般競争又は指名競争に付そうとする」に改める。

第14条第１項⑴中、「に掲げる事項（入札説明書の交付に関する事項を除く。）」を「又は第11条第１項により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第10条第１項第７号に掲げる事項は除く。）」に改める。

第14条第１項⑷を⑺に改め、⑶の次に次の各号を加える。

⑷　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

⑸　契約の手続きにおいて使用する言語

⑹　契約の手続きにおいて電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

第15条第１項中、「直接又は郵便」を「直接、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９条に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便」に改める。

第23条第１項中、「競争により」を「一般競争又は指名競争に付した場合において、」に改め、「記録を作成し、」を「記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間」に改める。

第24条第１項中、「記録を作成し、」を「記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間」に改める。

第27条を第28条に改め、第26条の次に次の一条を加える。

（特定調達契約に関する統計）

第27条　研究所の長は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。

附　則（平成26年２月18日）

１．この決定は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から適用する。

２．その決定は、その決定の適用の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 26 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

◎調達機関番号　610　◎所在地番号　11

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター会計規程

（趣旨）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達を改正する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建築サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、センターの締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額、その定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価格を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得す